

広島県告示第七百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十一条第一項の規定によつて、次のとおり命令した。

平成十九年六月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 命令を受けた者の住所及び氏名

廿日市市住吉二丁目六番四五号

有限会社中村運送

代表取締役 中村 眞治

二 命令に係る建築物等の所在

廿日市市上平良字河野原一六八八番、一六八九番一、一六九〇番一、一六九三番一

三 命令の内容

廿日市市上平良字河野原一六八八番、一六八九番一、一六九〇番一、一六九三番一における建築物を、平成十九年十一月三十日までに除却すること。